

第2章

部門別整備方針

部門別整備方針の構成

- 2-1 土地利用の配置方針
- 2-2 道路・交通体系整備の方針
- 2-3 公園・緑地整備の方針
- 2-4 都市景観形成の方針
- 2-5 都市防災に関する方針
- 2-6 河川・供給処理施設に関する方針
- 2-7 公共公益施設に関する方針
- 2-8 市民参加に関する方針
- 2-9 実現手法に関する方針

部門別整備方針の構成

本市の将来都市像を実現するため、土地利用及び都市の基盤となる道路・交通体系や公園・緑地整備、都市景観形成などの部門別の方針を定め、これに基づいた都市整備の推進を図ります。



住宅地、商業・業務地、工業地等による市街地形成とともに、集落地、農地、河川、緑地の田園・自然系土地利用の保全・活用についての配置・整備方針を示します。

本市の骨格となる幹線道路や日常を支える生活道路、歩行者・自転車空間等の整備とともに、鉄道やバス、駐車場等の公共交通網の整備についての方針を示します。

都市公園* の整備、都市緑化の推進、河川や緑地等の自然環境の保全のほか、自然や歴史文化など、地域資源の活用とネットワーク* についての方針を示します。

本市の拠点や都市軸となる道路や河川、市民生活に身近な住宅地、商業・業務地、田園集落地など、地域特性を踏まえた、美しい都市景観形成についての方針を示します。

災害に強く、安心して暮らせる都市を形成するため、建築物の不燃化、道路・公園等の都市基盤、避難地・防災拠点等の整備など、防災性の向上に関する方針を示します。

快適で清潔な生活環境を形成するため、河川のほか、上・下水道、ごみ処理施設、し尿処理施設等の供給処理施設の整備についての方針を示します。

市民生活活動の拠点となる行政サービス施設、学校・教育文化施設、施設のバリアフリー* 化など、公共公益施設の整備についての方針を示します。

市民・企業・行政等による協働* 型のまちづくりを進めるため、市民主体のまちづくり活動・組織への支援、まちづくりに関する情報提供や参加機会の充実などに関する方針を示します。

まちづくりを総合的・効果的に進めるために必要な、的確な実現手法の活用、まちづくりの推進体制やシステム* の構築などについての方針を示します。

2-1 土地利用の配置方針

【グリーンランドフラワーハート】
 : 豊かな水と緑の大地、そして田園、平地林（グリーンランド）に囲まれて概ね中心ゾーンを形成する市街地（ハート）に、住居・商業・工業・公共施設・公園等の機能がバランスよく、機能的に配置された彩りを花束（フラワー）にたとえた、土地利用のキャッチフレーズ。

水と緑の大地に囲まれて
 一つひとつの個性と機能きらめく生活・活力の舞台づくり
 グリーンランドフラワーハート* およま

基本的な考え方

■ 市街化区域* 【バランスのとれた都市機能配置】

計画的でバランスのとれた、適正な土地利用・機能を配置し、都市基盤の整備と併せて土地を有効利用し、秩序と均衡ある市街化を促進します。

■ 市街化調整区域* 【豊かな田園・自然・生活環境の保全】

市街化を抑制しながら、農村集落における生活環境の向上を図りつつ、都市に近接する貴重な田園・緑地空間として、農業生産と田園・緑地景観の保全を図ります。

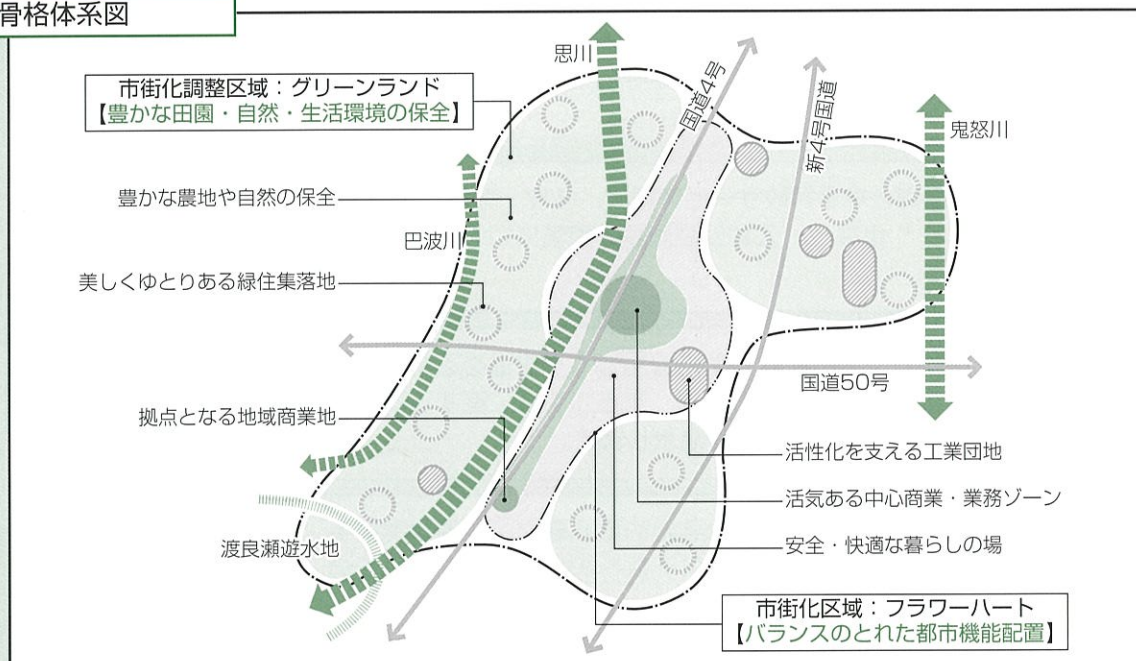
また、豊かで美しい田園集落環境の形成を前提に、新規居住が可能となるような、都市計画法等改正に伴った一定の立地基準等を設定していくこととします。

■ 土地利用調整地区（線引き等調整）

市街化区域* の線引き* 等調整にあつては、現行区域を基本としながらも、区域縁辺部の土地利用整形・整序化に寄与する地区や、周辺環境と調和し、都市基盤の整備が一定限担保される等の基本条件に沿った新規開発等について、土地利用調整地区として市街化区域* 編入の検討を含め、必要な協議を進めます。

【線引き】
 : 都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける（区域区分）際、その境界を決めることの俗称。

□ 土地利用骨格体系図



土地利用配置方針の基本体系

市街化区域*
【バランスのとれた都市機能配置】

<p>1 住宅系土地利用 【安全・快適な居住環境】</p>	<p>● 専用住宅地（低層） 【魅力的な戸建て居住】</p>
	<p>● 専用住宅地（中高層） 【利便性の高い都市型居住】</p>
	<p>● 一般住宅地 【複合機能共存型居住】</p>
<p>2 商業・業務系土地利用 【活気あふれる都心沿道環境】</p>	<p>● 中心商業・業務地 【中心市街地・都心居住*】</p>
	<p>● 地域商業地 【地域商業基盤】</p>
	<p>● 沿道商業・業務地 【沿道活性化・景観誘導・機能共存】</p>
	<p>● 娯楽レクリエーション地 【拠点整備】</p>
<p>3 工業系土地利用 【まちを支える生産基盤】</p>	<p>● 工業・流通業務地 【産業拠点整備】</p>
	<p>● 住工複合市街地 【職住共存整備】</p>

市街化調整区域*
【豊かな田園・自然・生活環境の保全】

<p>4 田園・自然系土地利用 【農地・自然環境の保全と豊かな田園生活・活動】</p>	<p>● 緑住集落地* 【豊かな田園居住環境* 創出】</p>
	<p>● 農地 【農業生産基盤】</p>
	<p>● 河川 【治水・利水と環境活用】</p>
	<p>● 緑地 【緑豊かな環境保全・活用】</p>

1 住宅系土地利用【安全・快適な居住環境】

道路や公園等の都市基盤の整備、良好な街並みの形成など、地区の特性に応じた住環境整備により、安全・快適な住宅地の形成を図っていきます。

● 専用住宅地（低層）【魅力的な戸建て居住】

戸建て住宅を中心とした、緑豊かで潤いがあり、快適・安全な住環境の形成を図ります。都市基盤が整備されている地区はその良好な住環境を保全し、スプロール市街地* など、基盤整備が十分でない地区においては、高密度化を抑制しながら、道路・公園等の整備を促進します。

- 戸建て住宅を中心とした、緑が多くゆとりのある良好な住環境、落ち着いた街並み形成の誘導
- 無秩序な開発による建て詰め、高密度化の抑制
- 生活道路や小公園等の整備促進

● 専用住宅地（中高層）【利便性の高い都市型居住】

都市型集合住宅の立地を誘導しつつ、戸建て住宅との環境の調和に配慮した良好な都市型住環境の形成を図ります。

- マンションなどの都市型集合住宅と、戸建て住宅との環境調和
- 利便性が高く、ゆとりある中高層住宅の立地誘導

● 一般住宅地【複合機能共存型居住】

幹線道路沿道等においては、一定の商業・業務及び工業系土地利用を許容しつつも、低中層住宅を中心として、道路や公園等の都市基盤の整備、土地の有効利用等による市街地環境の向上を図ります。

- 周辺環境との調和が図られた、低中層住宅中心の住宅地形成
- 道路や公園等の整備促進と、建物の不燃化・共同化による安全な住宅地形成

【スプロール市街地】

：市街地の縁辺部等において、計画的な基盤整備を伴わず、小規模宅地開発等が虫食い状に広がった状態。宅地と農地の混在や行き止まり道路の存在、災害時の安全性等が問題となる。

商業・業務系土地利用【活気あふれる都心・沿道環境】②

駅周辺においては、商業・業務機能など、特性に沿った都市機能の整備・充実を促進します。また、幹線道路沿道においては、住環境に配慮しながら、生活利便・サービス機能の立地を図っていきます。

● 中心商業・業務地【中心市街地・都心居住*】

小山市の中心地として、商業・業務機能の強化、学術及びコンベンション*等の交流機能の配置、文化・福祉機能の充実、中高層住宅による都心居住*の誘導など、土地の高度・複合利用を促進し、新しい都心環境の形成に向けて、多様な都市機能の充実を図ります。

- 小山駅周辺道路や駐車場、歩行者空間やオープンスペース*の確保など、回遊性*のある交通機能の強化
- 魅力ある商業・業務機能、学術・交流・文化・福祉機能の立地誘導
- 若者や高齢者のニーズに対応した、利便性の高い都心居住*を実現する中高層住宅の立地誘導
- 建物の不燃化・共同化と土地の有効・高度利用*の促進
- 小山駅を中心とした都市型観光*機能の充実

● 地域商業地【地域商業基盤】

地域コミュニティ*や生活圏の中心として、道路の整備など駅利用の利便性を高めつつ、日常生活の利便に供する商業施設等の充実を図ります。

- 間々田駅周辺における、日常生活の利便性を支える生活拠点としての商業施設や生活利便施設等の立地誘導
- 駅周辺の道路や歩行者空間などの交通利便性の向上
- 建物の不燃化促進などによる市街地の安全性向上

● 沿道商業・業務地【沿道活性化・景観誘導・機能共存】

周辺の住宅地の環境に配慮しつつ、専門大型店など、生活利便性を高める沿道型商業サービス施設の立地と誘導を図ります。

- 国道50号、国道4号、環状道路等の幹線道路沿道における、周辺住宅環境に配慮され、広域交通機能を活かした沿道型商業サービス施設などの立地誘導
- 防災機能の向上に資する街路樹等の整備、及び統一感と賑わいのある街並みの誘導・形成

● 娯楽レクリエーション地【拠点整備】

小山遊園地周辺の立地を活かし、周辺環境と調和した都市型娯楽・レクリエーション地としての拠点的利用促進、及び機能更新を検討します。

- 拠点的都市型レジャー機能の充実と、その周辺環境保全

【都心居住】

：主に鉄道駅周辺の中高層集合住宅において、商業や業務、文化、行政機能等が集積した、利便性の高い環境で生活する居住形態。

□ 関連計画

【小山市中心市街地活性化基本計画
／平成13年3月策定】

：全国的に中心市街地の空洞化等が見受けられるなかで、中心市街地活性化法が施行されるとともに、各種支援施策が創設された。

本計画は、同様の問題を抱えた本市における活性化の目標や基本方針、具体的事業展開に向けた実現化方策等を整理し、今後の各種施策展開や地元事業者等の主体的取り組みの指針として策定された。

【コンベンション】

：知恵や情報、モノなどの交流のため、国内外から人を集めて開催される各種の大会、会議、見本市など。地域の経済や地域などへの波及効果に関する期待も大きい。

【回遊性】

：街なかを自由に移動して回れることで、歩行者の視点からの整備が重要となる。

【都市型観光】

：市街地に存在する歴史・文化的資源や、様々な公共施設を有機的に連絡し、面的な回遊空間を形成した観光の形態のひとつ。市街地観光ともいう。小山駅周辺では、思川や祇園城跡他、多くの観光資源が存在することから、今後の整備展開に期待できる。

3 工業系土地利用【まちを支える生産基盤】

本市の活力を支える工業・流通機能の維持・強化のため、企業間や市民との交流、周辺環境との調和・共存を図りながら、既存工業団地等の活用とともに、適正な用途純化及び環境改善を図ります。また、交通環境などの立地利便性を活かした工業・流通機能充実、産業振興に資する新たな産業拠点となる基盤整備の実現等を検討していきます。

● 工業・流通業務地【産業拠点整備】

現在の工業生産・流通機能を維持しつつ、工場・工業団地の適切な配置、戦略的な工業立地・産業集積を促進します。また、環境への負荷が少なく、周辺環境との調和に配慮した、適正で秩序ある工業・流通業務地の形成と適正な管理を図ります。

- 小山工業団地等の工業地における、産業の振興に寄与する工業系土地利用の純化と高度化
- 産業をとりまく状況変化に的確に対応した工業機能の充実
- 新しいタイプの工業団地（インダストリアル・パーク* 等）の整備検討
- トラックターミナル等、流通ネットワーク* 拠点の整備検討
- 自然エネルギーの活用や廃熱利用などによる省資源・省エネルギー化、及び廃棄物削減の促進などによる、環境負荷の軽減化
- 騒音や悪臭等の公害防止などによる良好な操業環境の保全
- 工場敷地内緑化や緩衝緑地帯整備など、周辺環境に配慮した工業地環境の形成

● 住工複合市街地【職住共存整備】

住宅と工場・倉庫等が混在した地区においては、地区の特性に応じて、住宅と工業系施設の棲み分けの促進、互いに共存できる良好な市街地の形成を図ります。

- 住宅及び工業施設の立地誘導や集約化による土地利用の純化
- 居住環境に配慮した良好な工場環境への改善、敷地内緑化の推進

【インダストリアル・パーク】
：広大な敷地にデザインを重視して
ゆったりと立地された工業団地。
工場公園、産業公園。

田園・自然系土地利用 4 【農地・自然環境の保全と豊かな田園生活・活動】

既存集落を中心とする生活環境の充実とともに、農地保全及び生産環境の向上を図ります。また、一定の開発気運に対しては、健全な田園環境保全に照らし、その可能性を検討していきます。特に工業団地や農業関連施設等については、周辺環境調和に配慮した立地を図っていきます。あわせて、市民レクリエーション空間として、大規模公園の機能充実、思川等の水辺空間や斜面林などの緑地環境の維持・保全を進めていきます。

● 緑住集落地* 【豊かな田園居住環境* 創出】

既存集落地の形態を活かしつつ、生活環境の向上・改善を促進し、自然環境と調和した美しい田園景観の形成を図ります。また、立地規制の緩和* により、一定集落地における新規居住等を可能とし、新たなライフスタイル* に対応し、活性化に寄与する緑住集落地の形成を図ります。

- 無秩序な開発を抑制しながらも、新規居住を可能とした集落環境の向上・改善
- 新たなライフスタイル* に対応した、緑豊かでゆとりある緑住集落地* の形成

● 農 地【農業生産基盤】

農業生産環境を維持するため、農業生産の場、田園景観の形成資源として、豊かで優良な農地を保全するとともに農業基盤の充実を図ります。

- 農地の無秩序な市街化の抑制
- 農業基盤の充実・整備、農地の集約化など、農業生産環境の向上とその維持・保全
- 市街地に近接した豊かで貴重な農地の保全
- 市民農園など、都市と農村が交流する場の整備

● 河 川【治水・利水と環境活用】

将来にわたり維持すべき優れた自然環境と位置づけ、河川及び周辺環境の保全及び活用を図ります。

- 思川、鬼怒川、巴波川などの河川改修や治水事業推進
- 河岸緑化や親水化、遊歩道やサイクリングロード等の整備

● 緑 地【緑豊かな環境保全・活用】

市民の憩いやスポーツ・レクリエーション拠点となる都市基幹公園* 等の拡充、思川周辺や平地林* 等の貴重な自然環境の保全・活用を図ります。

- 小山総合公園、小山運動公園、やすらぎの森などの環境整備
- 思川緑地等河川空間、渡良瀬遊水地、平地林* などの自然環境の保全、及びスポーツ・レクリエーションの場としての活用

【緑住集落地】

：新たな住まいの場を提供しながら、田園集落としての美しさをあわせて創出していく、小山市スタイルの市街化調整区域集落の位置づけ。

【田園居住環境】

：田園などの豊かな自然環境と、いくつかの農家住宅が集積した集落地で形成された生活環境。

【立地規制の緩和】

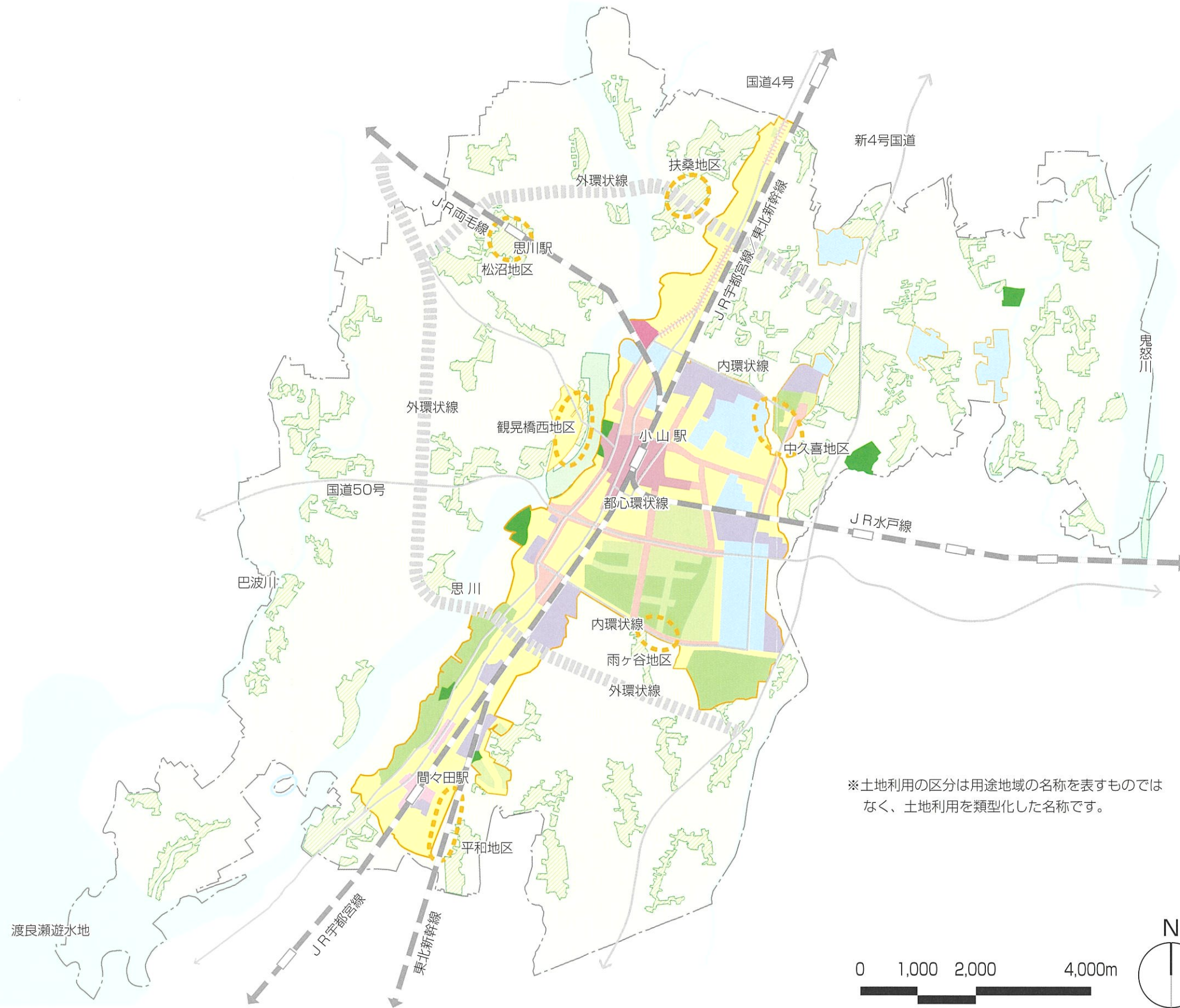
：都市計画法の改正による、市街化調整区域における開発行為に対する許可基準の緩和のことで、一定基準に沿っていれば建築が可能になる。

本市において、開発等に当たっては、建築主・事業者は条例に定めること以外に、地元へ周知する努力を行うとともに、市との十分な協議を行うことで良好な田園居住環境を協働して誘導する。

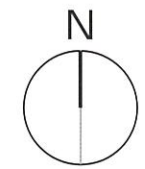
【協議のポイント】

→ 別冊「地域別構想編」の各地域「5 地域整備方針・土地利用」の項、及び巻末の主要整備方針イメージと考え方「23. 協議型の民間開発の誘導（→ p177）」を参照。

□ 土地利用配置方針図



※土地利用の区分は用途地域の名称を表すものではなく、土地利用を類型化した名称です。



① 住宅系土地利用【安全・快適な居住環境】

- 専用住宅地（低層）【魅力的な戸建て居住】
- 専用住宅地（中高層）【利便性の高い都市型居住】
- 一般住宅地【複合機能共存型居住】

② 商業・業務系土地利用【活気あふれる都心・沿道環境】

- 中心商業・業務地【中心市街地・都心居住】
- 地域商業地【地域商業基盤】
- 沿道商業・業務地【沿道活性化・景観誘導・機能共存】
- 娯楽レクリエーション地【拠点整備】

③ 工業系土地利用【まちを支える生産基盤】

- 工業・流通業務地【産業拠点整備】
- 住工複合市街地【職住共存整備】

④ 田園・自然系土地利用【農地・自然環境の保全と豊かな田園生活・活動】

- 緑住集落地【豊かな田園居住環境創出】
- 農地【農業生産基盤】
- 河川【治水・利水と環境活用】
- 緑地【緑豊かな環境保全・活用】

市境界
 市街化区域
 土地利用調整地区

2-2 道路・交通体系整備の方針

栃木県南の中核都市 その広域拠点性を大切に
人に優しく安全便利な道路ネットワーク* づくり
チェーンモビリティ* 都市おやま

【チェーンモビリティ】
：車偏重でなく、様々な交通手段が組み合せて、効率的に機能する交通体系の姿を意味する用語。

基本的な考え方

■ 道路網の形成 【安全で快適な市民生活と活動を支える道路網】

安全で利便性が高く、快適な市民生活や都市活動、産業環境や様々な交流を支えるとともに、広域・周辺都市との連携・アクセス* の強化を図るため、北関東自動車道等とのアクセス* など広域的な道路ネットワーク* 機能を念頭におきながら、便利で効果的な市内道路網を形成します。また、自動車交通の円滑な処理、及び快適な歩行者・自転車空間を確保しながら、安全な市街地形成に向け、着実な道路整備と維持管理を行います。

□関連計画
【小山市総合都市交通計画】
：本計画は、自動車依存を緩和し、公共交通など各交通手段の役割分担に配慮したまちづくりを推進するため、公共交通や歩行者・自転車交通、駐車場及び道路等の市内の地域特性を活かした、小山らしい総合的な都市交通のあり方を定めたものである。

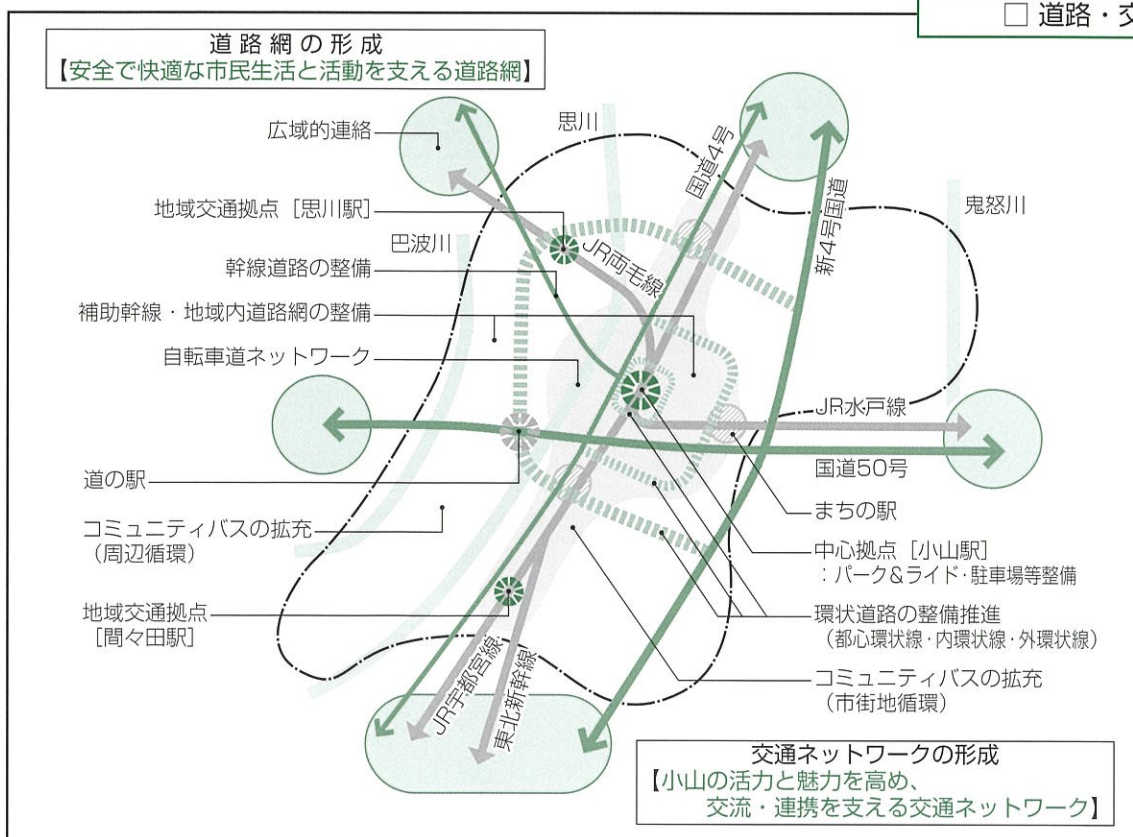
■ 交通ネットワーク* の形成

【小山の活力と魅力を高め、交流・連携を支える交通ネットワーク* 】

自動車依存を緩和しつつ、多様な交通手段で安全・快適に移動できる交通ネットワーク* を形成します。また、高齢社会やノーマライゼーション* に対応した人にやさしい移動環境とともに、環境への負荷低減に配慮した環境にやさしい交通システム* を構築します。

【ノーマライゼーション】
：障害者を特別視せず、一般社会の中で普通の生活が送れる条件を整えるべきであり、そのような社会こそノーマル（普通）であるという考え方に基づく社会づくりのこと。

□ 道路・交通骨格体系図



道路・交通体系整備方針の基本体系

道路網の形成

【安全で快適な市民生活と活動を支える道路網】

① 道路網の整備

【都市の骨格となる段階的な道路網の確立】

- 主要幹線道路
【広域との連携・アクセス* 強化】
- 幹線道路
【周辺都市・主要施設とのアクセス* 強化】
- 都市内補助幹線道路
【地区間交通の円滑化】
- 地区内補助幹線道路
【地域内移動の利便性向上】
- 生活幹線道路・生活道路
【日常的な地区レベル交通サービスの充実】

交通ネットワーク* の形成

【小山の活力と魅力を高め、交流・連携を支える交通ネットワーク】

② 歩行者・自転車空間の整備

【人にやさしいバリアフリー環境と回遊型ネットワーク】

- 歩行者空間
【安全で人にやさしい歩行者空間の形成】
- 自転車道ネットワーク*
【快適な自転車交通システム* の形成】

③ 公共交通網の整備

【公共交通・まちなか移動の利便性・円滑性の向上】

- 鉄道交通
【鉄道利便性の向上】
- バス交通
【快適・便利なバス路線網の形成】
- 交通拠点
【交通結節点機能の充実】
- 駐車場・駐輪場
【拠点性の向上】

道路網の整備【都市の骨格となる段階的な道路網の確立】 1

広域及び周辺都市とのアクセス*強化とともに、都市内の円滑な交通処理、交通サービスの向上などを図るため、骨格となる幹線道路を基本として、それぞれの機能や役割を分担した段階的な道路網を構築していきます。

また、安全で快適な自動車交通網の整備とともに、バリアフリー*に配慮した歩行者空間を形成していきます。

● 主要幹線道路【広域との連携・アクセス*強化】

小山市の骨格となる主要な東西・南北の交通軸を形成するとともに、高速道路網及び周辺都市との連携を強化し、小山市から広域へのアクセス*及び市内通過交通による混雑の緩和を図るため、新4号国道、国道50号、外環状線の主要幹線道路の整備を促進します。

- 新4号国道、国道50号の整備による広域交通処理機能の強化
- 市街地内部への通過交通の進入を防止し、放射道路を受け止める外環状線の実現

● 幹線道路【周辺都市・主要施設とのアクセス*強化】

周辺都市や主要施設、産業拠点間のアクセス*強化を図るため、相互に結節する幹線道路の整備を促進します。特に市街地内では近隣住区*の周辺、概ね1km四方の幹線道路網の整備を促進します。

- 国道4号、都心環状線、内環状線などの幹線となる都市計画道路*の重点的整備
- 防災機能の強化に資する歩道や街路樹の整備
- 小山駅を中心とした、都心環状道路の整備による駅東西の連絡性、及び駅利用の利便性の強化
- 内環状線による市街地外縁部のネットワーク*強化

● 都市内補助幹線道路【地区間交通の円滑化】

幹線道路だけでは不十分な地域を中心に、一次生活圏*の連絡を基本として、既存道路の位置や集落の分布など、地域の実情に応じた、幹線道路を補完する補助幹線道路の整備を促進します。

- 都市計画道路*の整備促進
- 県道、1・2級市道など既存道路の活用と、必要に応じた新規整備

【近隣住区】

：アメリカのペリーによって提唱された概ね1kmの間隔の幹線道路に囲まれた市街地の住区で、人口8千人～1万人程度を想定。

【都市計画道路】

：都市施設の一つであり、都市計画によって指定される道路。

【一次生活圏】

：小山市におけるコミュニティ圏域のひとつの考え方。目安は、概ね小学校区で人口5千人。

● 地区内補助幹線道路【地域内移動の利便性向上】

幹線道路等で囲まれた地域内の集散及び地域内移動の利便性を確保するため、市街地では道路密度（住宅地では500m間隔）、郊外では集落相互の連絡や幹線道路等へのアクセス*に配慮した地区内補助幹線道路の整備を促進します。

- 都市計画道路*の整備推進
- 県道、1・2級市道など既存道路の活用と必要に応じた新規整備

● 生活幹線道路・生活道路【日常的な地区レベル交通サービスの充実】

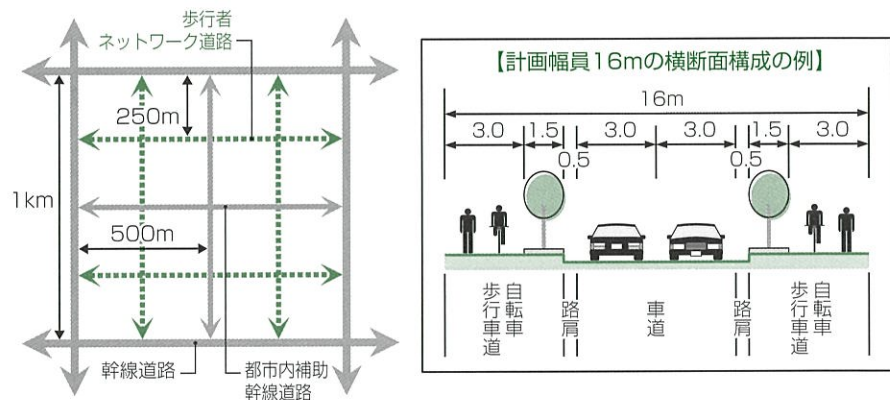
補助幹線道路から居住地までの主要アクセス*や買い物や通勤・通学などの日常的な交通サービスを確保するため、地域の実情に配慮しながら、市民生活の利便性向上や歩行者の安全性確保、緊急車両の通行など防災性の向上にも寄与する、生活幹線道路・生活道路の充実を図ります。

- 生活幹線道路（幅員6m以上）、生活道路（幅員6m未満）の整備促進
- 狭あい道路*の拡幅や隅切り等の交差点改良
- 学校周辺等における歩道整備や歩車共存型道路*等、安全な生活道路網の整備

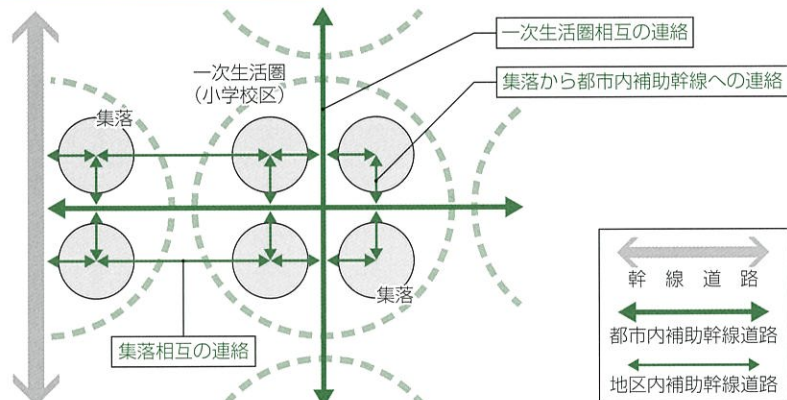
【歩車共存型道路】

歩道設置が困難な場合等において、歩行者と自動車等を同一の道路空間内で共存させた道路。オランダのボンネルフ（「生活の庭」の意味）に代表されるように、歩車相互の安全性確保に留意して、道路入口部分の整備や舗装改良等を伴うことが多い。日本における「コミュニティ道路」は、ボンネルフの考え方をふまえて、空間的に歩車を分離させたものである。

□ 道路の標準的な段階構成



□ 郊外における都市内及び地区内補助幹線道路の役割イメージ



歩行者・自転車空間の整備 2

【人にやさしいバリアフリー* 環境と回遊型ネットワーク*】

歩行者の安全性や快適性を向上するとともに、高齢者や障害者など誰もが容易に通行できる、人にやさしいバリアフリー* に配慮した、ゆとりある歩行者空間の確保を図っていきます。

また、歩行者及び自転車道回遊型ネットワーク* を形成していきます。

● 歩行者空間【安全で人にやさしい歩行者空間の形成】

公共公益施設など地域拠点へのアクセス* や地区内の回遊性* 向上のため、道路整備と併せて、歩行者の安全性を確保するための歩道等の設置とネットワーク* 化を進めます。また、段差解消等によるバリアフリー* 化整備により、高齢者や障害者など、人にやさしい歩行者空間、並びに、ゆとりや潤いを演出する街路空間を実現します。

- 歩道の設置や歩行者専用道路等の整備による歩行者ネットワーク* の形成
- 高齢者や障害者などが安心して安全に歩行できる、歩道の段差解消などのバリアフリー* 化推進
- 小山駅・間々田駅周辺バリアフリー整備推進
- 安全な通学路等の重点的整備
- 街路樹による緑化など、魅力的な歩行者空間創出

● 自転車道ネットワーク* 【快適な自転車交通システム* の形成】

思川など、河川を活用した広域的なサイクリングロードの整備・充実とともに、チェーンモビリティ* の一端を担い、使いでのある自転車の利用・活用と必要な整備を進めます。

- 思川などの河川や幹線道路網を活用したサイクリングロードの整備・充実
- 既存道路等を上手に活用した自転車道路ネットワーク* の形成
- 駅周辺等や市街地における、自転車走行・利用環境（レンタサイクル*、駐輪場等）の整備

□関連計画

【小山市バリアフリーのまちづくり計画／平成13年12月策定】
：道路や公園、公共公益施設周辺等の公的外部空間について、バリアフリーの視点から都市構造上の課題を整理するとともに、そのバリアフリー化について、ハード・ソフト両面における、整備の基本方針及び具体化のための整備基準を体系的に定めたものである。

【レンタサイクル】

：オーナー型でない貸し出し式の自転車利用。最近では市街地内の違法駐輪や車の交通量低減のために、一定区域内で自由に乗り捨てできる域内共有型レンタサイクルの社会実験が多く見られるようになってきた。

3 公共交通網の整備 【公共交通・まちなか移動の利便性・円滑性の向上】

市民や来訪者が快適に移動できる公共交通網を形成し、利用者のニーズに対応した、利便性の高い柔軟な公共交通システム*を構築していきます。

● 鉄道交通【鉄道利便性の向上】

広域ネットワーク*（通勤・通学、交流）の円滑化のため、鉄道輸送力の強化、利便性の向上とともに、誰もが安全で利用しやすい駅舎のバリアフリー*化を進めます。また、小山駅東西市街地の一体化のための駅東西連絡機能の強化を進めます。

- 利便性向上に向けた輸送力の強化等、鉄道事業者への要請
- 駅舎のバリアフリー*化や駅東西連絡機能強化促進
- 周辺環境に配慮した、LRT*、デュアル・モード・ビークル*等、低コストで利便性の高い新交通システム*の導入検討

● バス交通【快適・便利なバス路線網の形成】

買い物や施設利用、高齢者等のアクセス*確保などのニーズに対応するため、公共交通の一端を担い、市域を面的にサービスする総合的コミュニティバスネットワークを、既存バス路線との関係に配慮し、また地域特性に応じたルート設定や必要な実験運行を行いながら形成していきます。

- コミュニティバス*運行の展開と総合的ネットワーク*の形成（市街地循環・周辺循環・既存バス路線等）

● 交通拠点【交通結節点機能の充実】

鉄道駅、まちの駅*、道の駅*は、広域かつ地域の交通結節点として、総合的に機能を発揮できる整備を進めます。また、交通手段間の円滑な動線処理や駅前広場等の整備、パーク&ライド*の整備、回遊性*のある歩行者空間の確保などを図ります。

- 小山駅などにおける、駅周辺の円滑な動線処理や駅前広場等整備
- コミュニティバス*等公共交通の拠点停留所とあわせた、まちの駅*の整備推進（羽川地区、栗宮地区、犬塚地区など）
- 広域的な交通拠点、都市と農村の交流拠点となる道の駅*の整備推進

● 駐車場・駐輪場【拠点性の向上】

駅周辺駐車場は、周辺道路の混雑回避に配慮しつつ、パーク&ライド*の利便性を確保しながら、利用者ニーズに沿った必要な量を分散配置し、駅の拠点利便性向上を図ります。また、駐輪場は、自転車需要に対応した量を駅近傍に配置し、鉄道端末*交通手段としての自転車活用を促します。

- 既存駐車施設の有効活用と、民間と協力した駅周辺の駐車場及び駐輪場の適正配置

【LRT】

：[Light Rail Transit]の略で、路面電車の新しい形態。床が低く乗り降りしやすい、振動や騒音が少ない、類似する公共交通より建設コストが低いなどの特徴がある。

【デュアル・モード・ビークル】

：新交通システムの一部を担う、道路と線路を自由に行き来できる新しい乗り物。同種のガイドウェイバスが名古屋市で運行中。

□関連計画

【小山市バス交通（コミュニティバス）整備計画／平成15年3月：中間報告】
：道路運送法の改正に伴いバス路線の休廃止が懸念されるなか、住民の生活交通確保の観点から、本市におけるバス交通整備に係る目標や体系別整備方針、具体化方策等について定めたものである。

【まちの駅】

：「休息・案内・交流・連携」機能を持ったまちの交流拠点。本計画では、特に地域の交通やコミュニティ拠点としての性格を強めたものとして位置づけている。

【道の駅】

：小山ブランドの農畜産物を市内外の消費者にPRする拠点として、直売所やレストラン等を設置するとともに、道路利用者に休憩場所や各種情報などを提供するものである。

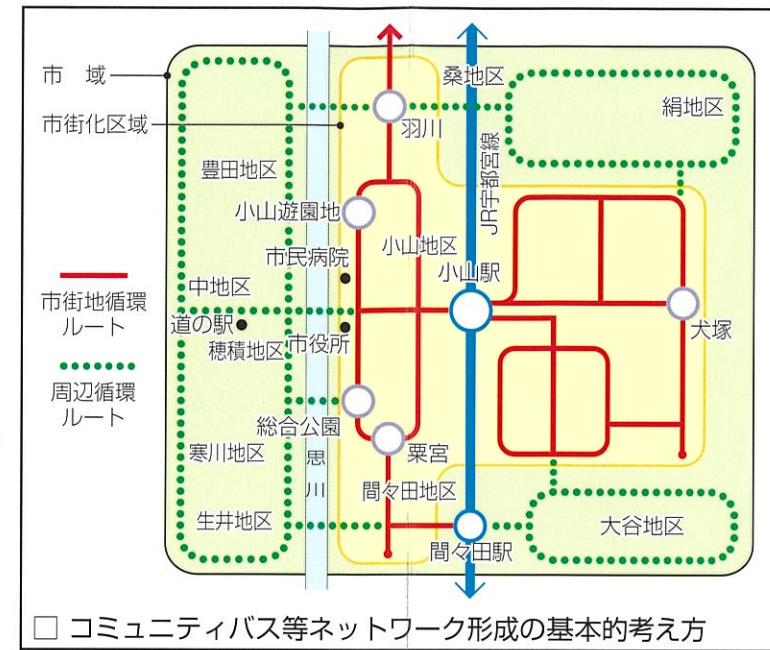
【パーク&ライド】

：都心部の渋滞を緩和するため、自動車都市郊外の駐車場に停めて公共交通機関に乗り換え、都心部または特定地域に入る形態のこと。特に鉄道に乗り換える場合をパーク&トレインライドという。

【端末（二次交通、アクセス交通）】

：代表交通手段に付随している二次的トリップ（移動の動き）のこと。例えば鉄道利用の場合における駅までのバスや自転車、徒歩によるトリップのこと。

□ 道路・交通体系整備方針図



- ① 道路網の整備**
【都市の骨格となる段階的な道路網の確立】
- 主要幹線道路【広域との連携・アクセス強化】
 - 幹線道路【周辺都市・主要施設とのアクセス強化】
 - 都市内補助幹線道路【地区間交通の円滑化】
* 破線は新規計画
 - 地区内補助幹線道路【地域内移動の利便性向上】
 - 環状道路（外環状線、内環状線、都心環状）
 - 高速道路
- ② 歩行者・自転車空間の整備**
【人にやさしいバリアフリー環境と回遊型ネットワーク】
- 駅周辺バリアフリー化
 - 思川沿いサイクリングロード
- ③ 公共交通網の整備**
【公共交通・まちなか移動の利便性・円滑性の向上】
- 鉄道交通【鉄道利便性の向上】
 - 東西連絡機能強化
 - 交通拠点【交通結節点機能の充実】
- 市境界 河川

※主要幹線道路・幹線道路は、小山栃木都市圏の将来幹線道路ネットワークに基づき、市内を中心に概要ではあるが即地的に、独自に展開したものであり、具体的な路線ルート・位置等を示すものではない。



